

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成29年12月21日京都市条例第14号）（行財政局人事部給与課）

本市人事委員会からの勧告等を踏まえ、平成29年12月以後に支給する職員の勤勉手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

1 再任用職員以外の職員

区 分	改 正 前	改 正 後
平成29年度12月支給分	100分の85（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の105）	100分の95（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の115）
平成30年度以後支給分	100分の105）	100分の90（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の110）

2 再任用職員

区 分	改 正 前	改 正 後
平成29年度12月支給分	100分の40（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の55）	100分の45（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の55）
平成30年度以後支給分	100分の50）	100分の42.5（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の52.5）

上記の改正については、平成29年12月に支給する勤勉手当から実施することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市条例第14号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の85」を「100分の90」に、「100分の105」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項の規定は、平成29年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成29年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(勤勉手当の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市職員給与条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(行財政局人事部給与課)